

平成三十年法律第四十九号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	第一条 総則（第一条・第二条）	第二章 基本方針等（第三条～第五条）	第三章 所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置
第一節 地域福利増進事業の実施のための措置	第一款 地域福利増進事業の実施の準備（第六条～第九条）	第二款 裁定による特定所有者不明土地の使用（第十一条～第二十六条）	第三款 特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例（第二十七条～第三十六条）
第二節 不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例（第三十八条）	第四章 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置（第三十九条）	第五章 第二節 特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例（第四十条）	第六章 雜則（第四十一条～第四十八条）
附則（第四十九条～第五十一条）	第一節 土地所有者等関連情報の利用及び提供（第三十九条）	第二節 特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例（第四十一条）	第三節 不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例（第三十八条）
（目的）第一章 総則	（目的）第二章 地域福利増進事業の実施に関する事業	（目的）第三章 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置	（目的）第四章 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定める特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の措置を講じ、もつて国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。	第二条 この法律において「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいう。
第三条 所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置	第三章 地域福利増進事業の実施のための措置
第一節 地域福利増進事業の実施のための措置	第二節 地域福利増進事業の実施の準備
第二款 地域福利増進事業の実施の準備（第六条～第九条）	第一款 裁定による特定所有者不明土地の使用（第十一条～第二十六条）
（目的）第一章 総則	（目的）第二章 地域福利増進事業の実施に関する事業

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定める特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の措置を講じ、もつて国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。	第二条 この法律において「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいう。
第三条 所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置	第三章 地域福利増進事業の実施のための措置
第一節 地域福利増進事業の実施のための措置	第二節 地域福利増進事業の実施の準備
第二款 地域福利増進事業の実施の準備（第六条～第九条）	第一款 裁定による特定所有者不明土地の使用（第十一条～第二十六条）
（目的）第一章 総則	（目的）第二章 地域福利増進事業の実施に関する事業

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定める特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の措置を講じ、もつて国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。	第二条 この法律において「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいう。
第三条 所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置	第三章 地域福利増進事業の実施のための措置
第一節 地域福利増進事業の実施のための措置	第二節 地域福利増進事業の実施の準備
第二款 地域福利増進事業の実施の準備（第六条～第九条）	第一款 裁定による特定所有者不明土地の使用（第十一条～第二十六条）
（目的）第一章 総則	（目的）第二章 地域福利増進事業の実施に関する事業

があつて、障害となる植物又は垣、柵その他の工作物（以下「障害物」という。）の伐採又は除去（以下「伐採等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、伐採等をすることができる。この場合において、都道府県知事は、許可を与えるとするとときは、あらかじめ、当該障害物の確知所有者（所有者で知れているものをいう。）に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、伐採等をしようとする日の十五日前までに公告するとともに、伐採等をしようとする日の三日前までに当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その現状を著しく損傷しないときは、前二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、直ちに伐採等をることができる。この場合においては、伐採等をした後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、公告するとともに、当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。（証明書等の携帶）

**第八条** 第六条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書（国及び地方公共団体以外の者にあっては、その身分を示す証明書及び同様の書面）を携帯しなければならない。

2 前条第一項又は第三項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その身分を示す証明書及び同様の書面（次項第七号におけることを証する書面）を携帯しなければならない。

3 前二項の証明書又は書面は、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。（損失の補償）

**第九条** 地域福利増進事業を実施しようとする者は、第六条又は第七条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、伐採等をすることができる。この場合において、都道府県知事は、許可を与えるとするとときは、あらかじめ、当該障害物の確知所有者（所有者で知れているものをいう。）に対し、意見を述べる機会を与えることによって同じ。に対し、意見を述べる機会を与えることによって同じ。

2 前項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、伐採等をしようとする日の十五日前までに公告するとともに、伐採等をしようとする日の三日前までに当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その現状を著しく損傷しないときは、前二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、直ちに伐採等をることができる。この場合においては、伐採等をした後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、公告するとともに、当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。（証明書等の携帶）

**第二款** 裁定による特定所有者不明土地の使用

**第十一条** 地域福利増進事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、当該事業を実施する区域（以下「事業区域」という。）内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、次に掲げる権利（以下「土地使用権等」という。）の取得についての裁定を申請することができる。

一 当該特定所有者不明土地の使用権（以下「土地使用権」という。）

二 当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件（相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない物件をいう。第三項第二号において同じ。）の所有権（次項第七号において「物件所有権」という。）又はその使用权（同項第八号において「物件使用権」という。）

3 前項の規定による裁定の申請（以下この款において「裁定申請」という。）をしようとする事業者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補償金額見積書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業者の氏名又は名称及び住所

二 事業の種別（第二条第三項各号に掲げる事業の別をいう。）

三 事業区域

四 裁定申請をする理由

2 前項の規定による裁定の申請（以下この款において「裁定申請」という。）をしようとする事業者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業者の氏名又は名称及び住所

二 特定所有者不明土地等の確知権利者（土地又は当該土地にある物件に関し所有権以外の権利を有する者であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお確認することができないもの以外の者をいう。）の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容

三 土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等（特定所有者不明土地等に関し所有権その他の権利を有する者をいう。以下この款において同じ。）が受けた損失の補償金の見積額及びその内訳

四 事業の実施に関する行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証する書類又は当該行政機関の長の意見書を要しない。この場合においては、意見書を得ることができない場合は、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができない場合は、添付することを要しない。

五 前項第三号及び第四号の意見書は、事業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを添付しなければならない。

六 第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、伐採等をすることができる。この場合において、都道府県知事は、許可を与えるとするとときは、あらかじめ、当該障害物の確知所有者（所有者で知れているものをいう。）に対し、意見を述べることによって同じ。

2 前項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、伐採等をしようとする日の十五日前までに公告するとともに、伐採等をしようとする日の三日前までに当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その現状を著しく損傷しないときは、前二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、直ちに伐採等をことができる。この場合においては、伐採等をした後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、公告するとともに、当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。（証明書等の携帶）

都道府県知事は、第一項の規定による確認をしようとする場合において、前条第四項の規定により意見書の添付がなかつたときはその他の必要があると認めるときは、裁定申請に係る事業の実施について関係のある行政機関の長の意見を求めなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定による確認の結果、裁定申請に係る事業が同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告し、前条第二項の裁定申請書及びこれに添付された同条第三項各号に掲げる書類を当該公告の日から六月間公衆の縦覧に供しなければならない。

一 裁定申請があつた旨  
二 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目  
三 次のイ又はロに掲げる者は、縦覧期間内に、国土交通省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、都道府県知事に当該イ又はロに定める事項を申し出るべき旨  
イ 特定所有者不明土地又は当該特定所有者の権利を有する者であつて、前条第二項の裁定申請書、同条第三項第一号の事業計画書又は同項第二号の補償金額見積積書に記載された事項（裁定申請書にあつては、同条第二項第一号及び第六号に掲げる事項を除く。）について異議のあるもの 当該異議の内容及びその理由  
ロ 特定所有者不明土地の所有者であつて、前条第三項第二号の補償金額見積積書に特定所有者不明土地の確知所有者として記載されていないもの（イに掲げる者を除く。）  
四 その他国土交通省令で定める事項

都道府県知事は、前項の規定による公告をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、裁定申請があつた旨を、前条第三項第二号の補償金額見積積書に記載された特定所有者不明土地等の確知所有者及び確知権利者に通知しなければならない。（裁定申請の却下）

都道府県知事は、前条第一項の規定による確認の結果、裁定申請に係る事業が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないと認めないときは、当該裁定申請を却下しなければならない。

都道府県知事は、前二項の規定により裁定申請を却下したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その理由を示して、その旨を当該裁定申請をした事業者に通知しなければならない。

（裁定）

都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定により裁定申請を却下する場合を除き、裁定申請をした事業者が土地使用権等を取得することが当該裁定申請に係る事業を実施するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要な限度において、土地使用権等の取得についての裁定をしなければならない。

2 前項の裁定（以下この条から第十八条までにおいて単に「裁定」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積  
二 土地使用権等の始期  
三 土地等使用権の存続期間

四 土地使用権等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額

3 裁定は、前項第一号に掲げる事項については裁定申請の範囲を超えてはならず、同項第三号の存続期間については裁定申請の範囲内かつ十年を限度としなければならず、同項第四号の補償金の額については裁定申請に係る補償金の見積額を下限としなければならない。

4 都道府県知事は、裁定をしようとするときは、第二項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土

地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。

6 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者

の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（裁定の通知等）

都道府県知事は、裁定をしたときは、

遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び前条第二項各号に掲げる事項を当該裁定申請をした事業者及び当該事業に係る特定所有者不明土地所有者等で知っているものに文書で通知するとともに、公告しなければならない。

（裁定の効果）

都道府県知事は、裁定が

あつたときは、当該裁定の定めるところにより、裁定申請をした事業者は、土地使用権等を

取得し、特定所有者不明土地等に関するその他

の権利は、当該事業者による当該特定所有者不

明土地等の使用のため必要な限度においてその

行使を制限される。

（損失の補償）

裁定申請をした事業者は、次項から第六項までに定めるところにより、土地使用権等

を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失を補償しなければならない。

（裁定の失効）

裁定申請をした事業者が裁定において

定められた土地使用権等の始期までに当該裁定において定められた補償金の供託をしないときは、当該裁定は、その後その効力を失う。

（土地等使用権の存続期間の延長）

前項の規定により土地使用権の存続期間（第四項において準用する第十五条の規定により土地等使用権の存続期間）において定められた補償金の供託をしないときは、当該裁定は、その後その効力を失う。

（土地等使用権の存続期間の延長）

前項の規定により土地等使用権の存続期間（第四項において準用する第十五条の規定により土地等使用権の存続期間）において定められた補償金の供託をしないときは、当該裁定は、その後その効力を失う。

（裁定の失効）

裁定において定められた補償金を特定所有者不

明土地所有者等で確知することができないもの

（補償金の供託）

裁定申請をした事業者は、裁定において

定められた土地使用権等の始期までに、当該

裁定の失効

（裁定の失効）

裁定において定められた土地使用権等の始期までに、当該

裁定の失効

（裁定の失効）

3	都道府県知事は、前項において準用する第十一条第一項第一号の規定による裁定の申請を却下する場合を除き、同項の規定による裁定の申請をした使用権者が有する土地等使用権の存続期間を延長することが、当該申請に係る事業を実施するため必要かつ適當時あると認めるときは、その必要な限度において単に「使用権設定土地」とい	二号を除く。) 当該使用に係る土地の部分に限る。	明土地」とい	特定所有者不明	二号及び三号	第十一条第二項	第六号及び第七号	第三項第一号	ハ及びホ並びに第二号イ及びロ並びに第二号	十一号及び第十二号	第十一条第四項	第六号並びに土地	第十一条第二項	二号を除く。) 当該使用に係る土地の部分に限る。
項目	第十二条第一項第一号	第十二条第一項第二号	第十二条第一項第三項	第十二条第一項第五項	第十二条第一項第六号	第十二条第一項第七号	第十二条第一項第八号	第十二条第一項第九号	第十二条第一項第十号	第十二条第一項第十一号	第十二条第一項第十二号	第十二条第一項第十三号	第十二条第一項第十四号	二号を除く。) 当該使用に係る土地の部分に限る。
項目	第十三条第一号	第十三条第一号	第十三条第一号	第十三条第一号	第十三条第一号	第十三条第一号	第十三条第一号	第十三条第一号	第十三条第一号	第十三条第一号	第十三条第一号	第十三条第一号	第十三条第一号	二号を除く。) 当該使用に係る土地の部分に限る。
項目	第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号	第十四条第一号	二号を除く。) 当該使用に係る土地の部分に限る。

二号を除く。) 当該使用に係る土地において単に地の部分に限る。

4 いて、土地等使用权の存続期間の延長についての裁定をしなければならない。

六項並びに地所有者  
第一項 第十七条第等

部に対応する部分を併せて譲り渡さなければならぬ。

六項並びに地所有者  
第一項 第十七条第等

部に対応する部分を併せて譲り渡さなければならぬ。

部に対応する部分を併せて譲り渡さなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の承認をしたときは、その旨を公告しなければならない。

3 第一項の承認に係る土地使用権等の全部又は一部を譲り受けた者は、使用権者が有していた裁判に基づく地位を承継する。  
(裁定の取消し)

**第二十三条** 都道府県知事は、使用権者が次の各号のいずれかに該当するときは、裁定(前条第一項の承認を含む。以下この条において同じ。)を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 實施する事業が第十一条第一項各号(第二号を除き、第十九条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。

三 正當な理由なく裁定申請(第十九条第一項の規定による裁定の申請を含む。)に係る事業計画に従つて事業を実施していないと認められるとき。

都道府県知事は、前項の規定により裁定を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

裁定は、前項の規定による公告があつた日以後その効力を失う。

(原状回復の義務)

**第二十四条** 使用権者は、土地等使用権の存続期間が満了したとき又は前条第一項の規定により裁判が取り消されたときは、使用権設定土地を原状に回復し、これを返還しなければならない。ただし、当該使用権設定土地を原状に回復しないことについてその確知所有者の全ての同意が得られたときは、この限りでない。

(原状回復命令等)

**第二十五条** 都道府県知事は、前条の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、使用権設定土地を原状に回復することを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により使用権設定土地の原状回復を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復を命ずべき者を確定することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該原状回復を命ぜなければならない。

3  
自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復を行るべき旨及びその期限までに当該原状回復を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。  
前項の規定により使用権設定土地の原状回復を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを

三 二 一 起業者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した裁定申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 起業者の氏名又は名称及び住所

二 事業の種類

三 収用し、又は使用しようとする特定所有者不明土地（以下この款（次条第一項各号列記以外の部分及び第二十九条第一項を除く。）において単に「特定所有者不明土地」といいう。）の所在、地番、地目及び地積

四 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情

五 特定所有者不動産に關する所有権につき

本特定期所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等（特定所有者不明土地の所有者又は関係人をいう。以下同じ。）が受ける損失の補償金の見積額及びその内訳

三 その他国土交通省令で定める書類  
（公告及び総覧）

**第二十八条** 都道府県知事は、裁定申請があつた場合においては、起業者が収用し、又は使用しようとする土地が特定所有者不明土地に該当しないと認めるときその他当該裁定申請が相当ないと認めるときを除き、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告し、前条第二項の裁定申請書及びこれに添付された同

うとする土地が特定所有者不明土地に該当しないと認めるときその他當該裁定申請が相当でないと認めるときは、當該裁定申請を却下しなければならない。

都道府県知事は、前条第一項の規定による公告をした場合において、同項の縦覧期間内に同項第三号イの規定による申出があつたとき又は同号ロに掲げる者の全てから同号ロの規定による申出があつたときは、當該公告に係る裁定申請を却下しなければならない。

都道府県知事は、前二項の規定により裁定申請を却下したときは、遲滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その理由を示して、その旨を當該裁定申請をした起業者に通知しなければならない。

(表第三編の開始の規定等)  
**第三十条** 都道府県知事は、裁定申請があつた場合においては、前条第一項又は第二項の規定により当該裁定申請を却下するときを除き、第二

十八条第一項の縦覧期間の経過後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、特定所有者

不明土地の収用又は使用についての裁定手続の開始を決定してその旨を公告し、かつ、当該特三所所有者に明二地の所持地を登記す。

定所有者不明土地の所在地を管轄する登記所  
に、当該特定所有者不明土地及び当該特定所有  
者不明土地に関する権利について、特定所有者

不明土地の収用又は使用についての裁定手続の開始の登記を嘱託しなければならない。

2 土地収用法第四十五条の三の規定は、前項の裁定手続の開始の登記について準用する。

3 第一項の規定による裁定手続の開始の決定については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

**第三十一条** 裁定申請に係る特定所有者不明土地（第三章の規定は適用しない）（土地収用法との調整）

第三十九条第一項の規定による裁決の申請をすることができず、同項の

規定による裁決の申請に係る特定所有者不明土地については裁定申請をすることができない。

2 裁定申請に係る特定所有者不明土地について  
は、土地収用法第二十九条第一項の規定は、適用しない。

3 裁定申請に係る特定所有者不明土地等については、土地収用法第三十六条第一項の規定にかか  
用しない

かわらず、同項の土地調書及び物件調書を作成することを要しない。

4 裁定申請に係る特定所有者不明土地について、第二十八条第一項の規定による公告がある

**第二十七条** 起業者（土地收回法第八条第一項に規定する起業者をいう。以下同じ。）は、同法第二十条の事業の認定を受けた收回適格事業について、その起業地（同法第十七条第一項第二号に規定する起業地をいう。）内にある特定所有者不明土地を収用し、又は使用しようとするときは、同法第二十六条第一項の規定による告示があつた日（同法第三十一条の規定により收回又は使用の手続が保留されていた特定所有者不明土地にあつては、同法第三十四条の三の規定による告示があつた日）から一年以内に、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、特定所有者不明土地の收回又は使用についての裁定を申請することができることとする。

イ 特定所有者不明土地の面積が分割する場合に於ける各部の全部の面積を含む。) 口 特定所有者不明土地にある物件の種類及び数量

ハ 特定所有者不明土地等の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所

ニ 特定所有者不明土地の確知関係人(土地収用法第八条第三項に規定する関係人(亦において単に「関係人」という。)であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお確知することができないもの以外の者をいう。次条第一項において同じ。)の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容

3 第一項の規定による裁定手続の開始の決定については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（土地収用法との調整）

第三十一条 裁定申請に係る特定所有者不明土地についての規定による裁決の申請をすることができず、同項の規定による裁決の申請をすることができる。同項の規定による裁決の申請をすることができない。地については裁定申請をすることができない。

2 裁定申請に係る特定所有者不明土地については、土地収用法第二十九条第一項の規定は、適用しない。

3 裁定申請に係る特定所有者不明土地等については、土地収用法第三十六条第一項の規定にかかるらず、同項の土地調査及び物件調査を作成することを要しない。

4 裁定申請に係る特定所有者不明土地については、第二十八条第一項の規定による公告があることとする。

2 前項の規定による裁定の申請（以下この款において「裁定申請」という。）をしようとする

イ 特定所有者不明土地の面積が分割する場合に於ける各部の全部の面積を含む。) 口 特定所有者不明土地にある物件の種類及び数量

ハ 特定所有者不明土地等の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所

ニ 特定所有者不明土地の確知関係人(土地収用法第八条第三項に規定する関係人(亦において単に「関係人」という。)であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお確知することができないもの以外の者をいう。次条第一項において同じ。)の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容

3 第一項の規定による裁定手続の開始の決定については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（土地収用法との調整）

第三十一条 裁定申請に係る特定所有者不明土地についての規定による裁決の申請をすることができず、同項の規定による裁決の申請をすることができる。同項の規定による裁決の申請をすることができない。地については裁定申請をすることができない。

2 裁定申請に係る特定所有者不明土地については、土地収用法第二十九条第一項の規定は、適用しない。

3 裁定申請に係る特定所有者不明土地等については、土地収用法第三十六条第一項の規定にかかるらず、同項の土地調査及び物件調査を作成することを要しない。

4 裁定申請に係る特定所有者不明土地については、第二十八条第一項の規定による公告があることなどを要しない。

までの間に土地収用法第三十九条第二項の規定による請求があつたときは、当該裁定申請は、なかつたものとみなす。

5 裁定申請について第二十八条第一項の規定による公告があつたときは、当該裁定申請に係る特定所有者不明土地については、土地収用法第三十九条第二項の規定による請求をすることができない。

6 第二十九条第二項の規定により裁定申請が却下された場合における当該裁定申請に係る特定所有者不明土地についての土地収用法第三十九条第一項の規定の適用については、これららの規定中「一年以内」とあるのは、「特定期間（当該事業に係る特定所有者不明土地（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第二項に規定する特定所有者不明土地をいう。）について同法第二十七条第一項の規定による裁定の申請があつた日から同法第二十九条第二項の規定による処分に係る同条第三項の規定による通知があつた日までの期間をい（裁定）」とする。

第三十二条 都道府県知事は、第二十九条第一項又は第二項の規定により裁定申請を却下するとき及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、裁定申請をした起業者が当該裁定申請に係る事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をしなければならない。

一 裁定申請に係る事業が土地収用法第二十六条第一項の規定により告示された事業と異なるとき。

二 裁定申請に係る事業計画が土地収用法第八条第二項の規定により事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき。

三 特定所有者不明土地等の引渡し等の期限及び面積

二 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期

四 特定所有者不明土地を使用する場合においては、その方法及び期間

五 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額

六 第三十五条第二項の規定による請求書又は要求書の提出があつた場合においては、その採否の決定その他当該請求又は要求に係る損失の補償の方法に関する必要な事項

7 裁定は、前項第一号及び第四号に掲げる事項については裁定申請の範囲を超えてはならず、同項第五号の補償金の額については裁定申請に係る補償金の見積額を下限としなければならない。

8 都道府県知事は、裁定をしようとするときは、第二項第五号に掲げる事項について、あらかじめ、収用委員会の意見を聴かなければならぬ。

9 収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。

10 第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。

（裁定の効果）

第三十三条 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨及び前条第二項各号に掲げる事項を、裁定申請をした起業者及び当該事業に係る特定所有者不明土地所有者等で知っているものに文書で通知するとともに、公告しなければならない。

（損失の補償に関する土地収用法の準用）

第三十四条 裁定について前条の規定による公告があつたときは、当該裁定に係る特定所有者不明土地について土地収用法第四十八条第一項の権利取得裁決及び同法第四十九条第一項の明渡裁決があつたものとみなして、同法第七章の規定を適用する。

第三十五条 土地収用法第六章第一節（第七十六条第七十七条後段、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十六条、第八十七条及び第九十条の二から第九十条の四までを除く。）の規定は、裁定に係る特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償について

て準用する。この場合において、同法第七十条ただし書中「第八十二条から第八十六条まで」とあるのは「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）。以下「所有者不明土地法」という。）第三十五条第一項において準用する第八十四条又は第八十五条」と、「収用委員会の裁決」とあるのは「都道府県知事の裁定」と、同法第七十一条中「権利取得裁決」とあり、並びに同法第七十三条、第八十四条第二項及び第八十五条第二項中「明渡裁決」とあるのは「所有者不明土地法第三十二条第一項の裁定」と、同法第八十条中「前二条」とあるのは「所有者不明土地法第三十五条第一項において準用する前条」と、同法第八十四条第一項中「起業者」、土地所有者又は関係人」とあるのは「起業者」と、同条及び同条第二項、同条第三項において準用する同法第八十三条第三項から第六項まで並びに同法第八十五条中「収用委員会」とあるのは「都道府県知事」と、同法第八十四条第二項、同条第三項において準用する同法第八十三条第三項及び同法第八十五条第二項中「裁決を」とあるのは「裁定を」と、同条第一項中「起業者又は物件の所有者」とあるのは「起業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項において準用する土地収用法第七十九条の規定による請求又は同項において準用する同法第八十四条第一項若しくは第八十五条第一項の規定による要求をしようとする起業者は、裁定申請をする際に併せて当該請求又は要求の内容その他国土交通省令で定める事項を記載した請求書又は要求書を都道府県知事に提出しなければならない。

（立入調査）

第三十六条 都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、その職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができるものとし、その結果を調査報告書として提出する。

（裁定の適用）

第三十七条 施行者（都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第四条第十六項に規定する施行者）不明土地の収用又は使用に関する特例

をいう。第三項において同じ。）は、同法第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認を受けた都市計画事業（同法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。第三十九条第一項及び第四十六条第二号において同じ。）について、その事業地（同法第六十条第二項第一号に規定する事業地をいう。）内にある特定所有者不明土地を収用し、又は使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、特定所有者不明土地の不明土地を収用し、又は使用についての裁定を申請することができる。

2 第二十七条第二項及び第三項、第二十八条から第三十条まで並びに第三十一條第一項及び第三項から第五項までの規定は、前項の規定による裁定の申請について準用する。この場合において、第二十七條第二項中「起業者は」とあるのは「施行者（都市計画法第四条第十六項に規定する事業地をいう。以下同じ。）は」と、同項第一号、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第三項中「起業者」とあるのは「施行者」と、第二十七条第三項第一号及び第二号第二十八条第一項第三号イ、第三十条第二項並びに第三十一條第一項及び第三項から第五項までの規定中「土地収用法」とあるのは「都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 都道府県知事は、前項において準用する第二十九条第一項又は第二項の規定により第一項の規定による裁定の申請（以下この項において「裁定申請」という。）を却下するとき及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当するときを除き、裁定申請をした施行者が当該裁定申請に係る事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をしなければならない。

4 第三十二条（第一項を除く。）から前項まで

のは「施行者（都市計画法第四条第十六項に規定する施行者をいう。以下同じ。）」と、第三十四条及び第三十五条中「土地収用法」とあり、「同法」とあるのは「都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法」と、同一条第一項中「起業者」とあるのは「施行者」と、同条第二項中「起業者」とあるのは「施行者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読者は、政令で定める。

**第三節 不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例**

國の行政機関の長又は地方公共団体の長（次条第五項において「國の行政機関の長等」という。）は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすることができる。

**第四章 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置**

**第一節 土地所有者等関連情報の利用及び提供**

都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）の実施のため当該地域福利増進事業等を実施し、又は当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者をいう。（以下同じ。）を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報（土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他国土资源省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対する者に対し、土地所有者等関連情報を提供するものとする。

3	前項の場合において、都道府県知事及び市町村長は、国及び地方公共団体以外の者に対し土地所有者等関連情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地所有者等関連情報を提供することについて本人（当該土地所有者等の同意を得なければならない。ただし、当該都道府県又は市町村の条例に特別の定めがないときは、この限りでない。）の同意を得なければならぬ。ただし、当該都道府県又は市町村の条例に特別の定めがないときは、この限りでない。
4	前項の同意は、その所在が判明している者に對して求めれば足りる。
5	國の行政機関の長等は、地域福利増進事業の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を対象として求めれば足りる。
4	前項の同意は、その所在が判明している者に對して求めれば足りる。
5	國の行政機関の長等は、地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を対象として求めれば足りる。

4	前項に定めるもののほか、第一項の規定による所有権の登記にする付記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務並びに第二項の規定による勧告及び通知に関する事項は、法務省令で定める。
5	國の行政機関の長等は、地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を対象として求めれば足りる。
4	前項の同意は、その所在が判明している者に對して求めれば足りる。
5	國の行政機関の長等は、地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を対象として求めれば足りる。

4	前項に定めるもののほか、第一項の規定による所有権の登記にする付記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務並びに第二項の規定による勧告及び通知に関する事項は、法務省令で定める。
5	國の行政機関の長等は、地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を対象として求めれば足りる。
4	前項の同意は、その所在が判明している者に對して求めれば足りる。
5	國の行政機関の長等は、地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を対象として求めれば足りる。

二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第二十六条第一項の規定による報告をせざる者は、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 前項（第二号（第二十条第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

**第五十一条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則 抄

##### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章第二節及び第二節、第四十四条、第四十六条並びに第六章並びに附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（検討）